

平成28年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止
緊急対策事業」

インドネシアにおける 植物品種保護出願マニュアル

平成29年3月

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

はしがき

我が国で育成された優良な品種は、日本の農産物の強みの一つであり、海外市場でも高い評価を得ています。一方、近年優良な品種が無許諾のまま他国に持ち出され、生産されている事例が少なくありません。しかしながら、これまで一部の民間企業を除き海外で権利取得をしていなかったため、海外での無許諾生産を差し止めることができない事態となっていました。このような事態を招いている要因としては、主として海外での権利取得の方法が浸透していなかったこと、権利取得のための費用の問題が挙げられます。

そこで、平成28年度の補正予算で措置された植物品種等海外流出防止緊急対策事業では、権利取得のための費用の支援とともに、海外での権利取得についてのマニュアルの作成を行うことになりました。

マニュアルは、実際に対象国を訪問して関係当局への聴き取り調査や資料収集を行い、得られた情報をもとに作成しました。調査にご協力いただいた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

なお、法律の翻訳については、専門家の校閲を受けたものではありませんのでご承知おき下さい。また時間的な制約から、お届けしたマニュアルについては不十分な点もあるかと思えます。さらに今後新たな情報が入れば手直しも必要になってくると思います。これらについては、最新のものを入手次第当協会のホームページで閲覧できるように考えておりますので、そちらもご利用下さい。

本マニュアルが海外での権利取得の促進に寄与することを期待しております。

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

理事長 吉田 岳志

目 次

	頁
1. 植物品種保護制度の概要	
(1) はじめに	1
(2) 植物品種保護制度運営当局	2
(3) 植物品種保護制度 (PVP) における保護対象植物	3
(4) PVP における植物品種の保護要件	3
(5) PVP における育成者権者	3
(6) PVP において出願できる者	3
(7) PVP コンサルタント	3
(8) 保護の期間	4
(9) PVP 権 (育成者権) の効力の及ぶ範囲	4
(10) PVP 権 (育成者権) の効力の及ばない範囲	4
(11) PVP 権 (育成者権) 者の義務	5
(12) PVP 権 (育成者権) の権利の移転	5
(13) PVP 権 (育成者権) の出願登録状況	5
2. 植物品種保護制度の出願手続き	
(1) 出願から登録までの手続きの流れ	8
(2) 出願書の内容	8
(3) PVP 関連費用	9
(4) 出願公表	9
(5) 異議申立	10
3. 審査方法	
(1) 審査の手順	11
(2) 審査基準	12
(3) 特性審査 (DUS 試験) の方法	12
(4) 品種のモニタリング	13
(5) DUS 試験の費用	14
(6) 審査官の業務	14
(7) PVP 委員会	14
(8) 審査についてその他事項	14

(9)	DUS Testing Station (栽培試験場)	15
4.	侵害、権利行使、その他の制度	
(1)	侵害、権利行使	16
(2)	その他の制度	16
	【添付資料】	21
別添 1	植物品種保護に関するインドネシア共和国法律	23
別添 2	植物品種保護権出願手続き	45
別添 3	植物品種保護権出願様式	48
別添 4	新品種の説明書様式	59
別添 5	園芸種子輸出入許可申請フロー	67
別添 6	園芸品種登録手続き	68